

基金情報

No. 76

平成20年5月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ http://www.glskkn.com

平成20年度・主要事業概況

| 事項 | 4月末数 | 対前月増減数 | 事項 | 4月末数(累計) | |
|-------------|---------|---------|-------------|------------------------|-----------------------|
| 事業所数(件) | 240 | -1 | 年金掛金 | 調定額(円) 2,078,487,862 | |
| 加入員数(人) | 男子 | 5,270 | 25 | 収納額(円) 2,064,243,158 | |
| | 女子 | 2,216 | 55 | 収納率 99.31% | |
| | 計 | 7,486 | 80 | 事務費掛金調定額(円) 83,874,174 | |
| 平均標準給与月額(円) | 男子 | 342,723 | -2,761 | 資産運用 | 信託資産額(時価) 319億7,758万円 |
| | 女子 | 229,407 | -1,736 | | 修正総合利回り 5.98% |
| | 計 | 309,179 | -2,941 | | ベンチマーク差 5.63% |
| 受給者数(人) | 5,730 | 21 | 慶弔金の支給件数・金額 | 9件9万円 | |
| 平均年金額(円) | 486,497 | 830 | 年金相談件数 | 100件 | |

平成20年4月以降 現役加入者へ「ねんきん特別便」の 送付開始

社会保険庁は、平成19年12月から年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立のため、基礎年金番号と未統合記録の名寄せを行い、その結果、記録が結び付くと思われる方に対して年金加入履歴をお知らせし、年金加入記録を確認してきましたが平成20年4月以降は、名寄せに該当しないすべての年金受給者及び現役加入者の方に、年金加入記録が適正に管理されているかを確認していただくため、「ねんきん特別便」として年金加入記録を送付しております。「ねんきん特別便」がお手元に届きましたら、ご自身の年金加入記録を確認し、同封されている「年金加入記録回答票」を必ず社会保険庁へご提出ください。

「ねんきん特別便」送付の概要

- ◆ 名寄せの結果、記録が結び付くと思われる年金受給者及び現役加入者の方は、青色の封筒の「ねんきん特別便」、名寄せに該当しない年金受給者及び現役加入者の方は、緑色の封筒の「ねんきん特別便」が送付されます。
- ◆ 「ねんきん特別便」の送付時期
 - ・ 名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方
→平成19年12月から平成20年3月
 - ・ 名寄せに該当しない年金受給者
→平成20年4月から平成20年5月
 - ・ 名寄せに該当しない現役加入者
→平成20年6月から平成20年10月目途
- ◆ 制度未加入者や住所不明者の方については、「ねんきん特別便」の送付はされていません。
- ◆ 「ねんきん特別便」の送付と「年金加入記録回答票(同封)」の提出について

現役加入者の「ねんきん特別便」の送付については「加入者の自宅へ直接送付」または「事業所へまとめて送付」(希望事業所のみ)しているので、確認してください。

- * 「事業所へまとめて送付」希望されている事業所につきましては、「ねんきん特別便」が届きましたら従業員の方々へ渡してください。
「ねんきん特別便」に同封されている回答票を従業員の方々から回収し、社会保険庁へまとめてご提出ください。

*** 記録に漏れや間違いがない場合でも、「年金加入記録回答票」を必ずご提出ください。**

「ねんきん特別便」のお問い合わせ

「ねんきん特別便専用ダイヤル」
0570-058-555
(IP電話・PHSからは03-6700-1144)

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後8時まで
第2土曜日 午前9時～午後5時まで

「ねんきん特別便」Q&A

■ 「年金記録のお知らせ」記載例

| ①基礎年金番号 | | ②生年月日 | | ③作成年月日 | |
|------------------|--------|-------------------|----------------|-----------|----------|
| 1234-567890 | | 昭和25年4月2日 | | 平成20年5月1日 | |
| (あなたの加入記録) | | | | | |
| ④加入番号 | ⑤加入制度 | ⑥お勤め先の名称または共済組合名等 | ⑦資格取得年月日 | ⑧資格喪失年月日 | ⑨加入月数 |
| 1 | 国民 | 国民年金 | #昭和45.4.1 | 昭和48.10.1 | 42 |
| 2 | 厚生 | 〇〇株式会社 | #昭和48.4.1 | 昭和50.4.1 | 24 |
| 3 | 共済 | 〇〇共済組合 | 昭和50.4.1 | 昭和52.4.1 | 24 |
| 4 | 厚生 | 株式会社〇〇 | 昭和52.4.1 | 昭和62.4.1 | 120 |
| 5 | 厚生 | △△株式会社 | 平成2.4.1 | | 217 |
| | | (A) (厚生年金基金加入期間) | 平成2.4.1 | | |
| ⑩国民年金 | | | | | |
| 納付済月数 | 全額免除月数 | 4分の3免除月数 | 半額免除月数 | 4分の1免除月数 | 学生納付特例月数 |
| 36 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 36 | | | | | |
| 国民年金の加入月数の合計 | | | (C) 42 | | |
| ⑪厚生年金保険(基金) | | | 加入月数 | 加入期間 | 加入月数 |
| | | | 361(217) | 361(217) | 0 |
| ⑫船員保険(基金) | | | 加入月数 | 加入期間 | 加入月数 |
| | | | 0 | 0 | 0 |
| ⑬年金加入期間合計(⑤+⑥+⑦) | | | | | |
| 397 | | | | | |
| ⑭共済組合等加入月数 | | | ⑮合計加入期間(⑩+⑪+⑫) | | |
| | | | | | |

Q1. 入社当初から基金に加入していると思っていましたが、途中からの加入記録しか記載されていないのですが？

A. 当基金の設立年月日は、昭和44年1月1日です。そのため、それ以前から各設立事業所に勤務されていた方でも、当基金の加入期間は「昭和44年1月1日」からになっています。(厚生年金基金の記録は、記載例の(A)のように記載されています)

Q2. 65歳以降も在職していましたが、一部加入記録のない期間があるのですが？

A. 平成14年4月1日以前は、厚生年金適用事業所に勤める方の加入資格は65歳まででしたが、平成14年4月1日より加入資格が拡大して70歳までとなりました。そのため、昭和7年4月3日から昭和12年4月1日までの間に生まれた方で、65歳以降も引続きお勤めされている方の場合、一度65歳で資格を喪失し、平成14年4月1日より再加入ということになりますので、65歳到達月から平成14年3月までの加入記録はございません。

Q3. 「年金記録のお知らせ」の「⑦資格取得年月日」欄にある「#」の表示は何ですか？

A. 「#」のついている記録の加入期間が重複していることを示しています。前の行の「資格喪失年月日」と、次の行の「資格取得年月日」をご確認ください(記載例の(B)参照)。重複している期間については、どの年金制度に加入していたか等を「回答票」に記入して返送するか、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお問い合わせください。

Q4. 「年金記録のお知らせ」の「⑩国民年金」欄の、月数の「計」と「国民年金の加入月数の合計」が相違しているのですが？

(裏面へつづく)

A. 「国民年金の加入月数の合計」（下の数字）は国民年金に加入していた月数を表しており、「計」（上の数字）は、実際に保険料を納付した月数や納付を免除された月数の合計です（記載例①参照）。よって、「国民年金の加入月数の合計」（下の数字）から「計」（上の数字）を引いたものが未納月数になります。

Q 5. 「年金記録のお知らせ」の「⑨厚生年金保険」欄の「加入月数」と「加入期間」の数が相違しているのですが？

A. 「加入月数」は「年金記録のお知らせ作成日までの月数」を表しており、「加入期間」は「受給権を取得した日までの月数」を表しています（記載例①参照）。そのため、現在も厚生年金に加入されている受給者の方につきましては、加入月数の方が加入期間よりも大きい数字になります。

Q 6. 「ねんきん特別便」が届かないのですが？

A. 受給者か現役加入者かなどによって発送時期が異なりますので、表面の発送時期をご確認ください。また、現役加入者と在職年金受給者につきましては、お勤めの会社にて配布されている場合がございますのでご確認ください。

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から今後は書面にて回答させていただきます。

また、事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

年金の確実な支給のために

当基金では退職により当基金を脱退された方が、年金支給開始年齢に達する前月末に退職時のご住所あてに「裁定請求書」を送付して年金請求をすよう通知しておりますが、退職後に住所、氏名の変更があり、基金へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。

このようなことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

〈口座振替銀行〉

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決済サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、郵便局、信用組合（※）、農業協同組合（※）などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）（※）一部の金融機関は除きます。

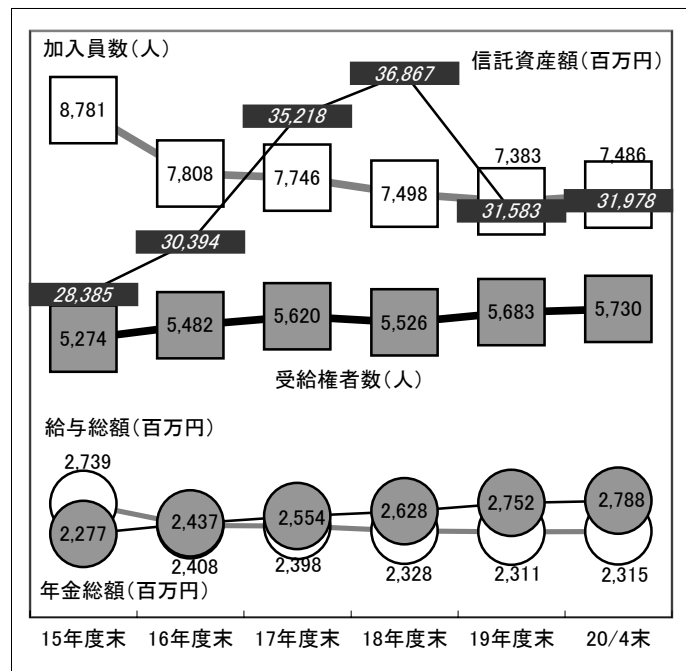
詳しくは当基金までお問合せください。

*** 5月分の掛金納入期限は、6月30日となりますので、ご協力お願いいたします。**

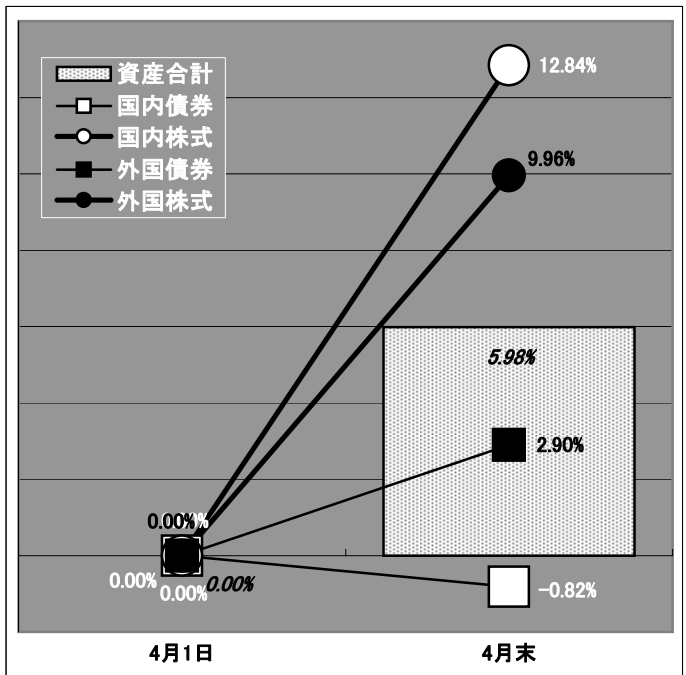
設立事業所の異動(規約変更関係等)・4月処理分

| 異動区分 | 事業所名 | 適用年月日 |
|-------|--------------------------------|---------|
| 削除事業所 | コーニングインターナショナル(株)CCS光通信システム事業部 | H20.4.2 |

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成20年度>



6月の事業予定

中旬 算定基礎届等の発送

【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮方お願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>